

ワンポイント会計基準

vol.296 政策保有株式の保有方針、銘柄ごとの情報等、有価証券報告書の記載の留意点について

1. はじめに

金融庁は、2024年3月29日に「令和5年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」を公表しました。

今回は、そのうち「コーポレート・ガバナンスの状況等の株式の保有状況のうち、政策保有株式の保有方針、銘柄ごとの情報等」の記載を行う上での留意点（課題と対応）をご紹介します。

2. 政策保有株式の是非について

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（いわゆる政策保有株式）については、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかとの指摘や、保有に伴う効果が十分検証されず資本効率が低いとの指摘があり、縮減を進める方が望ましいという考え方があります。

一方で、スタートアップ企業の成長段階において、当該スタートアップ企業との協業によるシナジー効果が見込まれる場合に、その株式を継続的に保有することは、当該株式を保有する会社の企業価値向上に加え、当該スタートアップ企業の育成にも寄与し得るという点で意義があり、一律に保有が否定されるものではないという考え方もあります。

そのため、その株式を保有することの合理性を投資者が判断できるよう、法令に基づき、保有方針、銘柄ごとの保有目的・定量的な保有効果等について適切な開示を行うことが求められます。

3. 政策保有株式についての有価証券報告書の記載の課題及び対応

(1) 「政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されていない。」

(1) の課題については、例えば、政策保有株式の保有方針が、主として、スタートアップ企業との協業を通じたシナジー効果の発揮にある場合には、そのような全体的

な保有方針を記載するとともに、銘柄ごとの開示においては、個別の協業の内容等について具体的に記載することが考えられます。

(2)「政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている。」

(3)「政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている。」

(2) 及び (3) の課題については、例えば、区分変更の理由の合理性や純投資目的の株式として継続保有することの合理性を検証し、その内容を「保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方」等と併せて開示することが考えられます。また、株式の売却制限（売却可能時期の制限を含む。）がある場合には、その内容を開示することが考えられます。

以上